

日本政策金融公庫 中小企業事業の融資制度

1. 新企業育成貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◆ 新事業育成資金

融 資 対 象 新規性、成長性のある事業を始めておおむね7年以内の方
融 資 限 度 額 6億円
融 資 期 間 設備資金：20年以内（5年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 女性、若者／シニア起業家支援資金

融 資 対 象 女性、35歳未満または55歳以上の方であって、新規開業しておおむね7年以内の方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）

融 資 対 象 廃業歴等のある方など一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方または
事業開始後おおむね7年以内の方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 新事業活動促進資金

融 資 対 象 「経営革新計画」の認定を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係
る連携体を構成する方、経営多角化、事業転換などにより、第二創業または新たな取り
組みなどを図る方など
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 中小企業経営力強化資金

融 資 対 象 外部専門家の指導や助言、または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用によ
り、経営力の強化を図る方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

2. 企業活力強化貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◆ 企業活力強化資金

融 資 対 象 卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う方など
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ IT活用促進資金

融 資 対 象 情報化投資を行う方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 海外展開・事業再編資金

融 資 対 象 海外展開を図る方
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 地域活性化・雇用促進資金

融 資 対 象 雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、女性従業員の活躍を促進する方など
融 資 限 度 額 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 事業承継・集約・活性化支援資金

融 資 対 象 経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方など
融 資 限 度 額 7億2千万円
融 資 期 間 設備資金：20年以内（2年以内）
（うち据置期間） 運転資金： 7年以内（2年以内）
問い合わせ先 日本政策金融公庫 中小企業事業
（静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 観光産業等生産性向上資金

融資対象	おもてなし規格認証を取得した方またはインバウンドの消費需要の取り込みを図る方
融資限度額	直接貸付 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

3. 環境・エネルギー対策貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◇ 環境・エネルギー対策資金

融資対象	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入設置する方または環境対策の促進を図る方
融資限度額	7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 社会環境対応施設整備資金

融資対象	災害発生に備えて防災に資する施設等を整備する方
融資限度額	7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：7年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

4. セーフティネット貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◇ 経営環境変化対応資金

融資対象	売上が減少するなど業況が悪化している方
融資限度額	7億2,000万円
融資期間 （うち据置期間）	設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金：8年以内（3年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◇ 金融環境変化対応資金

融 資 対 象	金融機関との取引状況の変化などにより、資金繰りに困難を来している方
融 資 限 度 額	別枠3億円
融 資 期 間 (うち据置期間)	設備資金：15年以内（3年以内） 運転資金： 8年以内（3年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◇ 取引企業倒産対応資金

融 資 対 象	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方
融 資 限 度 額	別枠1億5,000万円
融 資 期 間 (うち据置期間)	運転資金： 8年以内（3年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

5. 企業再生貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◇ 事業再生支援資金

融 資 対 象	<アーリーDIP> 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方 <レイターDIP> 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方
融 資 限 度 額	7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
融 資 期 間 (うち据置期間)	<アーリーDIP> 1年（1年以内） <レイターDIP> 設備資金：10年以内（2年以内） 運転資金： 5年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◇ 企業再建資金

融 資 対 象	経営改善または経営再建等に取り組む方など
融 資 限 度 額	7億2,000万円
融 資 期 間 (うち据置期間)	設備資金：20年以内（2年以内） 運転資金：15年以内（一定の要件を満たす場合は20年以内）（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611



6. その他の融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆◆ 災害復旧貸付

融資対象	別に指定された災害により被害を被った中小企業の方
融資限度額	別枠1億5,000万円
融資期間	設備資金：15年以内（2年以内）
（うち据置期間）	運転資金：10年以内（2年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 東日本大震災復興特別貸付

融資対象	東日本大震災により被害を受けた方
融資限度額	別枠7億2,000万円 別枠3億円
融資期間	設備資金：20年以内（5年以内）
（うち据置期間）	運転資金：15年以内（5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 平成28年熊本地震特別貸付

融資対象	平成28年熊本地震により被害を受けた方
融資限度額	別枠7億2,000万円 別枠3億円
融資期間	設備資金：20年以内（5年以内）
（うち据置期間）	運転資金：15年以内（5年以内）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）

融資対象	直接貸付において、新企業育成貸付、企業活力強化貸付（一部の制度を除く。）または企業再生貸付（一部の制度を除く。）を利用されるかたで、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方。
融資限度額	3億円
融資期間	15年・10年・7年・5年1ヵ月（期限一括償還）
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 （静岡）TEL 054-254-3631 （浜松）TEL 053-453-1611

◆◆ 公庫融資借換特例制度

融 資 対 象	セーフティネット貸付制度の経営環境変化対応資金及び金融環境変化対応資金、東日本大震災復興特別貸付、平成28年熊本地震特別貸付または企業再生貸付制度の企業再建資金による貸付けを受ける方
融 資 限 度 額	適用した特別貸付制度の貸付限度額
融 資 期 間 (うち据置期間)	8年以内(1ヵ月以内)又は15年以内(一定の要件を満たす場合は20年以内)(1ヵ月以内)
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 設備資金貸付利率特例制度

融 資 対 象	設備投資を行う方
融 資 限 度 額	適用した特別貸付制度の貸付限度額
融 資 期 間	適用した特別貸付制度のご返済期間以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度

融 資 対 象	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における「基本目標」の達成に貢献する事業を行う方
融 資 限 度 額	適用した特別貸付制度の貸付限度額
融 資 期 間	適用した特別貸付制度のご返済期間以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

◆◆ 5年経過ごと金利見直し制度

融 資 対 象	最終期限までご契約時に定められた固定金利を適用する方法、ご契約時から5年経過ごとに金利を見直す方法のいずれかを、お客様は選択できます。
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611

7. 中小企業の海外現地法人等の現地流通通貨建て資金調達支援・・・・・・・・

◆◆ スタンドバイ・クレジット制度

融 資 対 象	所定の法律に基づく計画の承認又は認定を受けた方
融 資 限 度 額	1法人あたり4億5,000万円
融 資 期 間	1年以上6年以内
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業 (静岡) TEL 054-254-3631 (浜松) TEL 053-453-1611